○大隅肝属広域事務組合職員の服務に関する規程

平成21年４月１日

大隅肝属広域事務組合訓令第８号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の服務に関する規程（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合訓令第５号）の全部を改正する。

改正

令和４年３月29日訓令第２号

大隅肝属広域事務組合職員の服務に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号)に定める基準に従い、一般職の職員の服務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職員の服務）

第２条　職員の服務に関しては、鹿屋市職員の服務に関する規程（平成 18 年鹿屋市訓令第 26 号）の例による。

附　則

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月 29 日訓令第２号）

この訓令は、令和４年３月29日から施行する。